

全 仏



No. 393

1993. 11

税務調査対策特集



徳島県仏教会税務講習会
(関連記事2～8面)



財団法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

宗教法人と税務調査

真言宗豊山派
重林寺住職 古田治雄

本号では、税務調査対策の特集として、去る九月十六日、徳島市の厚生年金会館で開催された「税務講習会」で、長谷川正浩弁護士と共に講演を行った古田治雄師（真言宗豊山派重林寺住職）の発表要旨をご紹介します。

内容が、現場に則した実務的なものですので、多くの方のご参考になると思います。
(文責・社会部)

宗教法人の税務調査は、一般の営利法人と異なり、従来は比較的檀信徒数の多い寺院や、収益事業を行っている寺院に対しての源泉調査が主であり、普通の寺院への税務調査が行われることは稀でありました。

寺院への税務調査が本格的に行われるようになったのは、ここ十年程前からで、その結果は、帳簿さえ揃っていないところが多く、布施収入の記載漏れ等による申告漏れで、調査された寺院のほとんどで追徴課税されるどころとなりました。

このことは新聞紙上で住職の闇給与として報道され、宗教法人の税務上の優遇制度が、不公平税制の一つとして大きく取り上げられるようになり、銀行預金等への利子課税、宗

教活動そのものへの課税も論議されるようになっていきます。

数年前からは、それまでの実体把握調査的な税務調査と違って、普通の一般事業者と同様の本格的な税務調査に変化しているようですので、各寺院に於いてもこうした税務調査に対応できる経理が必要と言えます。

最近、税理士さんに依頼している寺院が多くなりましたが、税理士さんの仕事は、記帳代行と税務書類の作成業務、税務相談であり、税務調査での説明は、経理責任者が行い、税理士さんが行うわけではありません。

したがって、経理上不明な場合は自分で処理せず、税理士さんと相談してから行うようにし、普段から税理士さんとコミュニケーションシ

ョンをとるようにします。

裁判では「疑わしきは、罰せず」ですが、税務調査では「疑わしきは、課税する」の立場です。立証義務は調査される側にあります。言葉だけの説明では納得してくれませんので、収入、支出については十分説明のできる証憑をつくるように心掛けることが必要となります。

こうした観点より以下のようなことに普段から注意しなければなりません。

一、宗教法人と個人の区別

宗教法人の財産と、個人の財産の区別を明確にしておかなければいけません。宗教法人の預貯金は預貯金台帳を、債券等の有価証券は有価証券台帳をそれぞれ作成し、宗教法人の財産であることをはっきりさせておきます。

預貯金については、法人と個人の口座名義、印鑑をはっきり区別し宗教法人のお金を個人の口座に一時的にしろ入金することは絶対にしてないようにします。

預貯金の税務調査は、個人の給与等の収入と、資産とのバランスを見るために、宗教法人名義のものだけでなく、住職とその家族全員の名義のものにまで及びます。

収入に対して、預貯金や不動産が多い場合は、その資金の出処を説明しなければなりません。

せん。

同様に普通預金からの多額の入出金についても税務調査に於いて、その出処、使用目的の説明を求められます。給与以上の入金が個人口座にあった場合、明確な説明がつかなければ、その金額を住職の認定賞与とみなされる恐れがありますので注意して下さい。

定期預金等については、その発生の資金の出処を追及されますので、利息計算書等を保存しておき、何時から、どのようにして定期預金にしてあるのかをはっきりさせておきます。増額、或は新規作成、解約の際には、なるべく普通預金の口座を通して記録に残るよう心掛けます。

債券や株式等の配当金等を普通預金に振込むようにしてあれば、普通預金の通帳から、その存在が分かってしまいます。

家族の預貯金については、名義だけでなく印鑑も別におかないと、すべて住職の預金とされる場合がありますので、ご注意下さい。

個人名義の預貯金の調査を拒否出来るかどうかについては、拒否した場合調査官の心証を著しく害すること、最近の銀行はコンピュータ化されていますので銀行調査をされずと、把握できやすいようになってきます。

税務調査の際に、電話番号簿から取引銀行

を確認され、調査された例もあります。

二、私物や事務室の検査

税務調査の際に調査官とトラブルになりやすいものに私物の検査があります。

ある寺院では現金管理の調査と称して、現金の保管場所を見せてほしいと要求して金庫を開けさせ、現金以外の金庫内の書類等の調査を求めた例があります。

この他にも

ア．金庫の内の封筒の中身を見せろ見せないの争い。

イ．住職等の机の中を見せろ見せないの争い。

ウ．住職等の鞆の内を見せろ見せないの争い。

エ．本箱、ロッカーの中を見せろ見せないの争い。

といった例があります。調査官には質問検査権がありますが、通常の税務調査は任意調査で強制捜査ではありませんので、調査官が勝手にこれらの物を開けて調査することが出来ません。住職等に開けさせようとするのですが、開けなければ不都合なものが入っていると思われる場合がありますので、どうするかは難しいところですが、したがって、見られて困るような私物は、普段から入れておかないようにし、個人専用のロッカー等には、その旨を表示しておくことです。

又、前述のような口実で、事務室内に入つて、事務室内の書類、伝票、屑入れの内までも見ることがあります。

税務調査に必要な書類は応対の場所に用意し、事務室には書類を取りに行かなくてもよいようにしておきましょう。

三、住職や家族の生活状況の調査

税務調査官は、住職や家族の生活状況、外観から、収入以上の生活をしていないかどうかを判断しようとします。

例えば

ア．住職の身だしなみを観察する

住職の着ているもの、身につけているものを観察して、高級なものかどうかを見ます。

お茶等の接待に出てくる寺族の指輪や装身具等も観察の対照となるでしょう。

イ．住職等の居室、調度品の観察

トイレを借りたりして、住職や家族の住居部分に入り、高価な家具、調度品、美術品等を観察します。

ウ．住職の趣味、道楽を質問する

税務調査官は調査の際に世間話をするが、けつして無駄話をしているわけではありません。住職の趣味、コレクション等からそうしたものにどれくらいの出費をしているかを聞き出すとされているのです。

エ・海外旅行や子供の結婚についての質問
 税務調査官は、自分の家族を引合いに出して、住職等の家族サービスの話題から、家族

◎ 税務調査で指摘されやすい問題点と調査の方法

(一) 葬儀等の布施について

葬儀等の収入の欠落については、当該檀信徒に於いての相続申告で、葬儀費用として申告しているの、その申告と対比しての調査が行われます。

また、過去帳の提示を求めて、葬儀と収入との対比を行うのが、通常の調査です。

旅行、海外旅行、子供の結婚、入学等を聞き出し、後でその費用の出処の説明を求めることがあります。

寺院に於いて正しく記帳したのにもかかわらず、当該檀信徒に於いて、過大な葬儀費用を申告し、その差額を住職個人の所得とされた例が多々あります。こうしたことを防ぐには布施に対しては領収書を発行するのが最善と言えるでしょう。また、過去帳と照らし合わせて収入に落ちがないようにしておきます。

過去帳の調査については、同和問題との関連で多くのトラブルを生じたので、かわりに葬儀の受付簿の調査、もしくは、葬儀のあった月日、戒名の種類(院号かどうか)の質問が行われ、葬儀収入の除外の調査が行われます。こうした質問を拒否出来ないかと言うことでは、拒否した場合調査官の心証を著しく害するので、応ぜざるをえないのが現状です。

(二) 法要の布施、塔婆について
 法要の布施を除外した場合は、税務調査ではなかなか把握するのが難しいようですが、以下の方法で調査をされた例があります。

1. 墓地の塔婆により、法要の月日、塔婆の本数を確認して帳簿と照合された。

2. 法要受付台帳の調査を求められ帳簿と照合された。

3. 葬儀の月日より七々日忌、一周忌、三回忌、七回忌が行われたかの表の作成を求められ、年忌法要が行われていない場合は、年忌法要が行われたと看做され、収入漏れとして課税された。

檀信徒が法要をしなかったと主張したら、その場で当該檀信徒への電話確認をとられた。

4. 檀信徒名簿を提出させられ、全檀信徒に「税務署からのお尋ね」として、年間に寺院に収めた金額の内容を文書で調査された。

5. 塔婆については、前述の墓地の調査の他に、仕入塔婆本数と使用した塔婆の本数の比較が行われる。場合によっては購入先塔婆屋への問い合わせも行われる。以上の調査により、はっきりした証明が出ない場合は、法要があったものと看做され、住職の所得として課税されます。

布施収入の証拠書類としては、法要受付台帳の作成、布施等の包紙やのし袋に金額を記入しての保存等が考えられます。

(三) 奉納による収入について

税務調査官が来寺して本尊さまにお参りを



講演する古田師

したいとして、本堂に上がり、掲示してある寄付札を控えて、帳簿と照合されました。

又、物品による奉納（例えば、袈裟、衣、仏具、供物等）が正しく経理処理されているかの調査も行われます。

（四）車代、供物料、茶菓子料等について

車代、供物料、茶菓子料、石屋仏具屋への紹介料、付届、彼岸会等の線香花代を除外している寺院があるので調査対照となっていない。

紹介料、線香花代は収益事業と看做される場合があります。

（五）特別会計について

寺院に於いて、檀信徒より寄付金を集めて本堂建築等の事業を行い、通常会計とは別に特別会計を組むことがあります。その資金の出処、使途、剰余金が出た場合の処理について調査されることが多いです。税務調査の動向を見ると、本堂建築等の大規模な事業を行った寺院は税務調査を受けている傾向があります。

ある寺院では、本堂建築に際して寄付集めの方便として、総代会の了承のうえ、寺院よりの拠出金を住職名で寄付奉賀帳に記載したところ、これを一旦住職への給与とした後

に、寺への寄付とするよう指導を受けた例があります。この場合は税務署との折衝の結果、指導は撤回され課税を免れましたが、十分留意する必要があります。

税務署は張り出された寄付札により、収入をチェックします。

（六）現物給与について

現物給与についての税務調査があったと言う話は、大規模寺院を除いてまだ聞いたことはありません。しかし、今後もないとは言えません。供物等の少額で換金不可能な物については、現物給与と看做されることはないでしょう。

例えば、普段でも法衣、作務衣等を着用していたり、法衣等の保管を個人の箆笥に保管していると個人所有の物として現物給与とされる恐れがあります。一般には会社支給の事務服では、社名あるいはマークがついていれば現物給与とはならないので、まぎらわしい物には寺院名を入れておくといでしょう。

（七）法要費について

葬儀等で他の寺院に助法を頼んだ場合の法札の支給先を個人名にした場合、この法札を報酬と看做して源泉徴収するよう指導されることが多いので、必ず支払先は寺院名とし、

受け取った側も必ず寺院の収入に計上しなければいけません。

（八）教師養成費（従弟養成費）について

住職等の子弟の学資金は経費としては認められず、住職（父親）への給与と看做されま

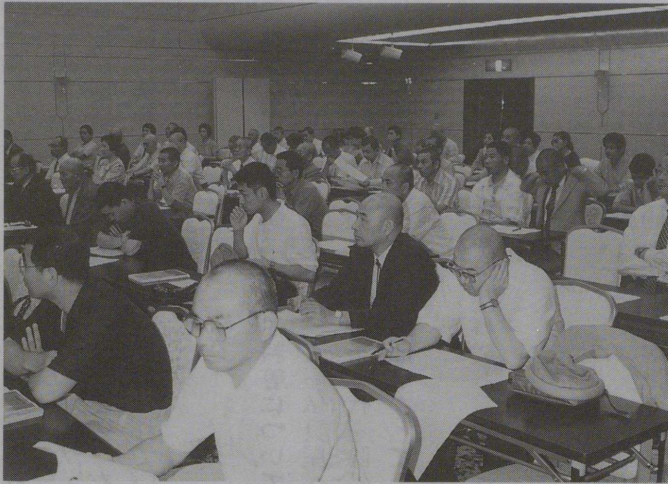
す。但し、宗教法人の業務遂行の必要上、職務に直接必要な知識を修得させ、あるいは資格を取得させるためのもので、適正なものであれば認められます。

例えば、修行に関する費用、交通費等が該当すると考えられます。実際に宗教法人の役員に従事している子弟は、従業員として給与を支給したほうが現実的であり、学生であれば勤労学生控除も受けられ、一定の給与以下であれば住職の扶養者となることから出来

（九）住職の宗門大学への寄付金について

税務調査では、寄付金が宗教法人として行われたものか、住職個人が行ったものかを調査します。宗門の大学等への寄付は、宗派よりの寄付依頼状等で立証します。

住職と個人的に関係が深い寄付先には、別に住職個人の資格で寄付をしておけば、寄付金を住職の認定賞与とされることはないでしょう。



熱心に聴講する出席者

(十) 諸会費、交際費について
諸会費と交際費を分けなない寺院が多いようですが、一般企業での税務調査では、この科目の調査が厳しく行われており、宗教法人でも例外ではありません。

それは、個人的な遊興等の出費を法人の経費にすることが多いからであり、香典、祝金等の領収書の取りにくい出費があるからです。支払証拠のないこれらの出費については、支払証明書を作成し、その使用目的、接待の相手、場所等を明記しておきます。結婚式の

招待状、葬儀のお礼状、中元歳暮の送り先リスト等があれば添付しておきます。

住職や寺族の結婚式や葬儀の費用等を、宗教法人の経費とする場合は、宗教法人の関係する人員だけを経費としたり、その金額が支給される者の地位等にてらして、社会通念上相当と認められる金額を法人より個人へ、お祝い、或いは弔慰金、死亡退職金として出せばよいでしょう。(できれば、責任役員会議で議決しておけばよい。)いずれにしても、全額宗教法人の負担にすることは認められな

いと考えるべきです。
寺院では、種々のお付き合いで、現金を包むことが多々ありますが、こうした場合支出証憑が確保出来にくいので、商品券やギフト券にすると税務調査でも説明しやすいこととなります。

(十一) 会議費について

会議費も前項のように、個人的な出費が入っていることが発見されることが多い科目です。茶菓子、弁当程度は会議費となりますが、それ以上の料理、お酒を出しますと、一般企業では交際費となります。しかし、宗教法人の税務調査ではそこまで厳格には指摘されないようです。

お酒もビール一本程度なら会議費でよいと

されていますが、税務調査官によってばらつきがあるようです。

(十二) 備品等の購入について

什器備品の購入に際して、個人的な購入品を経費にしていることが、税務調査で指摘されることが多いです。

宗教法人の什器備品であっても、その保管場所が個人的な住居の場所にあると、個人のもので認定される恐れがあるので、保管場所にも十分留意し、寺院名を書込んでおくなどの方法をとっておくとよいでしょう。税務調査の際、不審なものについてはどこに置いてあるか確認を求められることがあります。

また、備品台帳を作成して宗教法人の資産であることを明確にしておきます。

(十三) 旅費、交通費について

宗教法人が支給する出張旅費や交通費は、通常は非課税となります。一般の事業所では、旅費規定等により支給しますが、小規模な宗教法人では、旅費規定は設けずに実費方式を採用しています。

業務で本山等に出張する場合は、旅費清算書を作成し行先、旅行目的、旅行日程等と、交通費、宿泊費等を記し、その行動を裏付ける領収書等を添付しておきます。団参の場合

も同様で、団参募集の案内状等も添付しておきます。

葬儀で檀信徒宅へ行った場合は、交通費清算書を作成し、目的、行先、費用を記しておきます。

(十四) 海外渡航費について

最近では宗派主催の仏跡参拝等の海外旅行に参加することがありますが、その海外渡航が旅行期間のおおむね全期間を通じて、明らかに当該事業の遂行上直接必要であると認められる場合、社会通念上合理的な基準によって計算されれば旅費、宿泊等の費用は認められます。

但し、次に掲げる旅行は原則として認められません。

1. 観光渡航の許可を得て行う旅行。
2. 旅行斡旋を行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行。
3. 同業団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの。

したがって、宗派等が主催する仏跡参拝は、観光目的でなければ認められませんが、一部観光目的が入っているれば、その期間により按分されることになるでしょう。

要件を満たしていることを証明する為に、

募集案内、日程表、参加者名簿、渡航報告書、旅費清算書等を用意しておきます。

従業員の場合は、業務命令書を作成し、業務による海外渡航であることを確認出来るようにし、帰国後に報告書を提出させます。

(十五) 車輛について

宗教法人名義の自動車については、その使用目的、使用者の業務によっては個人用のものであるとされる場合があります。

住職用として一台目は問題ないようですが、二台目、三台目となると、認められない場合があります。

又、個人的趣味の強い車は認められませんので、スポーツカー、クラシックカー等は認められないことがあります。高級外車等では寺の寺格、住職の社会的地位、役職等を考慮して判断されます。

(十六) 僧階昇級の宗派への義納金について

住職の僧階昇級の際に宗派に収める義納金について、僧階は個人的な資格であるので、法人よりの支出と認められないとする意見が、いくつかの税務署に於いて出されています。

しかしながら、僧階は宗教行事を行う上で、寺格、住職の年齢、役職、社会的地位等により、業務上必要不可欠なものであるの

で、当然法人の支出とすべきものです。このような税務署の意見は、交渉の結果、現在はすべて法人よりの支出と認められています。

(十七) 葬儀等の式場に本堂等を貸し付けた場合の使用料について

最近、葬儀等の式場に、本堂等を使用させることが多くなってきましたが、その使用料が収益事業に該当するかどうか、判断がはっきりしませんでした。全日本仏教会と国税庁との協議の結果、次のようになりました。

《税務当局の事例集に掲載された席貸業の判断基準》

【照会事項】

宗教法人が葬儀等のために寺の本堂を貸し付けた場合の収益事業の判定基準

【照会要旨】

宗教法人が葬儀等のために寺の本堂、会館等を貸し付けた場合、その貸し付けが収益事業課税の対象となる「席貸業」に該当するか否かの判定は、次によることとしてよいか。

- ① 当該宗教法人に所属する僧侶が葬儀等の配役として出仕した場合・・・非収益事業
- ② ①以外の場合・・・収益事業

(注) 1. 「配役として出仕する」とは、当該宗教法人に所属する僧侶が導師又は伴僧として出仕することをいう。

2. ①の場合であっても、会館等の使用料として別途徴収する金銭など、明らかに席貸の対価としての性質を有するものは、収益事業に係わる収入とする。

【回答要旨】

上記の判断基準で差し支えない。

【理由】

宗教法人が、その所有する本堂、会館等を檀信徒以外に貸し付ける場合であっても、当該宗教法人の僧侶が葬儀等の導師又は伴僧として出仕しているのであれば、宗教法人本来の宗教活動の一環であるとみることが出来る。しかし、当該宗教法人の僧侶が導師、伴僧として、出仕しない場合は、単に「場所」を提供しているにすぎず、宗教活動の一環であるとは言えない。

以上のような税務当局の判断基準が出ましたので、当該宗教法人の僧侶が導師又は伴僧として出仕する葬儀に式場を提供した場合は、葬儀の布施であつて会場使用料ではないことを明確にしておきましょう。

さもないと、席貸業として課税される恐れがあります。

しかし、収益事業に該当するには「継続して事業を行う」必要がありますので、たまたま葬儀等の式場に提供する場合は、式場だけ

の提供であっても、収益事業の対象にはなりません。

但し、年間どのくらいの件数で「継続して事業を行う」に該当するかについては、月に一回程度はよいという意見もありますが、はっきりした基準がありませんので、税務調査で判断に相違が出来ることとなるでしょう。

席貸を目的としての施設は「継続して事業を行う」こととなりますので、使用料金、使用時間、使用規則等を決めてあれば、席貸を目的としての施設とされてしまいません。

最近では地域の要望により斎場を建設することが多いようですが、こうした施設を建設する場合は、必ず礼拝施設を設けて宗教施設であることを明確にしておきまないと、席貸業の施設として収益事業となるばかりでなく、建物及び敷地に固定資産税が課されることも考えられます。

三三 事務局録事 三三

一十月一

六日 局内会議

七日 全青協法要参列

十二日 国際委員会

十三日 局内会議

ルンビニー委員会

十四日 同和委員会・研究会

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4965

法律相談室

二十日 長野県仏教会大会出席

仁和寺門跡晋山式参列

四天王寺創建千四百年祭参列

二十五日 都道府県仏教会代表者会議

二十六日～二十七日 同和研修会

二十八日 法律相談室

哀 悼

丹羽 廉芳

九月七日、八十八歳で遷化

曹洞宗大本山永平寺貫首

曹洞宗管長